

日本下水道事業団令和7事業年度発注予定工事の公表

1 公表対象工事

予定価格が250万円を超えると見込まれる工事を対象とする。ただし、受託工事にあっては、地方公共団体等との協定を締結済み又は締結予定（締結時期の延期及び見送られる場合がある）の工事を対象とする。

2 留意事項

- ①令和7事業年度発注予定工事のうち、令和7年3月31日現在において地方公共団体等との協定を締結済み又は締結予定の工事を掲載しています（公告中の工事も含まれます）。
- ②公表後に発注予定工事の変更（工事種別の変更および大規模調達契約以外の発注標準（土木・建築工事）の単体業者、代表者以外との組み合わせ等を含む）又は追加をする場合があります。
- ③今後、地方公共団体等との協定を締結した工事は、同様に公表します。
- ④公表する工事は、契約職が入札執行等ができるかと判断したものに限りです。
- ⑤一般土木・建築工事での「工事種別（公表等級）」に記載されている公表等級は、末尾の項「大規模調達契約以外の発注標準（土木・建築工事）」を参考にして下さい。
- ⑥「工事概要」の（ ）内に記載されている内容は、当該工事の主たる工事に係る内容となります。
- ⑦「入札及び契約方法」に「大規模調達対象工事」と記載の場合は、一般競争入札（大規模調達契約）が見込まれる工事となるため公表等級は記載されていません。
- ⑧「備考」に「設備JV対象工事」と記載されている工事は、特定建設共同企業体（甲型）による発注予定工事となります。
- ⑨「備考」に「公告済」と記載されている工事は、早期発注工事として公表日以前に公告された工事となります。

3 一般競争入札方式対象工事(381件)

工事名	工事場所	工期	工事種別(等級)	工事概要	入札及び契約方法	入札予定時期	備考	公表日
古河市古河浄化センター水処理設備工事その7	茨城県古河市	約19ヶ月	下水処理設備 (A)	主ポンプ,運転操作,水処理計装,耐震仮設 (改築)	総合評価(技術力)	第2四半期		R7.3.31
古河市古河浄化センター建設工事その3	茨城県古河市	約15ヶ月	一般土木 (C2)	沈砂池管理棟, 消毒, 導水渠 (耐震)	一般競争	第2四半期		R7.3.31
つくば市森の里中継ポンプ場建設工事	茨城県つくば市	約21ヶ月	一般土木 (C2)	着水井, 沈砂池水路, ポンプ井・機械室 (耐震)	一般競争	第1四半期		R7.3.31
つくばみらい市上小目中継ポンプ場建設工事	茨城県つくばみらい市	約21ヶ月	一般土木 (C2)	沈砂機械室の耐震・耐水化,支障物移設 (耐震)	一般競争	第2四半期		R7.3.31
つくばみらい市小絹水処理センター他1施設電気設備工事	茨城県つくばみらい市	約21ヶ月	電気設備 (B)	小絹水処理センターの脱臭, 上小目中継ポンプ場のポンプ設備増設・耐震補強に伴う電気設備 (増設)	総合評価(技術力)	第3四半期		R7.3.31
つくばみらい市小絹水処理センター他1施設汚泥処理設備工事その3	茨城県つくばみらい市	約21ヶ月	下水処理設備 (B)	小絹水処理センターの生物脱臭, 上小目中継ポンプ場のポンプ設備・耐震補強に伴う機械設備 (増設)	総合評価(技術力)	第1四半期		R7.3.31

大規模調達契約以外の発注標準（土木・建築工事）

公表等級 区分	等級 区分	全体工事費 (税込)	競争参加資格		
			施工難易度		
			低	高	極めて高
A	A	27.2億円未満 12億円以上	単A 単B	単A A B A C	単A A B A C
B1	B	12億円未満 7.5億円以上	単A 単B	単A A B A C 単B B C B C'	単A A B A C 単B B C B C'
B2		7.5億円未満 5億円以上	単B 単C	単B 単B' BC、BC' B'C、B'C'	単B B C B C'
C1	C	5億円未満 3億円以上	単C	単C C C C C'	単B 単B'
C2		3億円未満 1.0億円以上			B C B C'
C3		1.0億円未満 0.5億円以上			B'C B'C'
D	D	0.5億円未満	単D	単D	単C

※ 有資格業者の等級基準

A：一般土木1,650点（総合点数）以上・建築1,700点（総合点数）以上

B：一般土木1,200点（総合点数）・建築1,250点（総合点数）以上

B'：経営事項評価点数が1,000点以上のC

C：一般土木800点（総合点数）・建築750点（総合点数）以上

C'：経営事項評価点数が土木750点・建築700点以上のD

（ただし、C'は流域下水道には適用しない。）

D：一般土木800点（総合点数）・建築750点（総合点数）未満

競争参加資格の例：単A⇒単体のA等級有資格業者

AB⇒特定建設共同企業体 代表者がA等級、代表者以外がB等級

※公表等級区分は、有資格業者の等級区分を細分化するものではありません。